

提案する諸条例等の制定要旨

議案第74号 南あわじ市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について

この条例の一部改正は、附属機関の設置条例等に規定する臨時委員の報酬額を定めるため、改正を行うものです。

なお、附則でこの条例の施行日を公布の日と定めています。

議案第75号 南あわじ市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例制定について

この条例の一部改正は、特別職の期末手当の支給割合について、本年度人事院勧告の内容を給与制度に反映させる一般職の改正内容と同様の改正を行うため、所要の改正を行うものです。

なお、附則でこの条例の施行日を公布の日外と定めています。

議案第76号 南あわじ市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について

この条例の一部改正は、本年度人事院勧告に準拠し、所要の改正を行うものです。主な内容は、行政職、医師職及び看護職の各給料表並びに期末手当及び勤勉手当の支給割合の改正を行うものです。

なお、附則でこの条例の施行日を公布の日外と定めています。

議案第77号 南あわじ市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例制定について

この条例の一部改正は、本年度人事院勧告に準拠し、特定任期付職員の給料表及び期末手当の支給割合の改正を行うものです。

なお、附則でこの条例の施行日を公布の日外と定めています。

議案第78号 南あわじ市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について

この条例の一部改正は、会計年度任用職員の給与について、改定の実施時期を一般職の給与に準じた取扱いができるよう規定するもの、その他所要の改正を行うものです。

なお、附則でこの条例の施行日を公布の日外と定めています。

議案第 79 号 南あわじ市立図書館条例の一部を改正する条例制定について

この条例の一部改正は、図書館サービスの統制及び均一化による利用者への利便性向上を目的として、中央公民館図書室を南あわじ市立図書館三原分館とするため、所要の改正を行うものです。

なお、附則でこの条例の施行日を令和 6 年 4 月 1 日と定めています。

議案第 80 号 南あわじ市淡路人形浄瑠璃資料館条例の一部を改正する条例制定について

この条例の一部改正は、現中央公民館図書室の休館日を月曜日から水曜日に変更することに伴い、同一施設内にある南あわじ市淡路人形浄瑠璃資料館の休館日を水曜日に変更するため、所要の改正を行うものです。

なお、附則でこの条例の施行日を令和 6 年 4 月 1 日と定めています。

議案第 81 号 南あわじ市淡路人形浄瑠璃館条例の一部を改正する条例制定について

この条例の一部改正は、観光客の集客を強化し、また観光資源として施設の有効活用を行い、健全な施設運営を実現していくため、入館料及び使用料の改定等所要の改正をするものです。

なお、附則でこの条例の施行日を令和 6 年 4 月 1 日外と定めています。

議案第 82 号 南あわじ市公民館条例の一部を改正する条例制定について

この条例の一部改正は、市地区公民館を現在の中央公民館の位置へ移転することに伴い、市地区公民館の位置、施設の名称及びその使用料を改めるため、所要の改正を行うものです。

なお、附則でこの条例の施行日を令和 6 年 4 月 1 日と定めています。

議案第 83 号 南あわじ市印鑑条例の一部を改正する条例制定について

この条例の一部改正は、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成 14 年法律第 153 号）の一部改正に伴い、マイナンバーカード所持者について、移動端末設備（スマートフォン）を利用した多機能端末機による印鑑登録証明書の交付に係る規定を整備するため、改正を行うものです。

なお、附則でこの条例の施行日を公布の日から起算して 6 月を超えない範囲内において規則で定める日からと定めています。

議案第 8 4 号 南あわじ市手数料条例の一部を改正する条例制定について

この条例の一部改正は、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成 14 年法律第 153 号）の一部改正に伴い、マイナンバーカード所持者について、移動端末設備（スマートフォン）を利用した多機能端末機による証明書の交付に係る規定を整備するため、改正を行うものです。

なお、附則でこの条例の施行日を公布の日から起算して 6 月を超えない範囲内において規則で定める日からと定めています。

議案第 8 5 号 南あわじ市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について

この条例の一部改正は、全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 31 号）が令和 5 年 5 月 19 日に、全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（令和 5 年政令第 243 号）が令和 5 年 7 月 20 日に、地方税法施行令規則の一部を改正する省令（令和 5 年総務省令第 60 号）が令和 5 年 7 月 24 日にそれぞれ公布され、国民健康保険税の改正部分については令和 6 年 1 月 1 日から施行となることに伴い、出産する被保険者に係る国民健康保険税について産前産後期間相当分の所得割額及び均等割額を免除する措置を講ずるものです。

なお、附則でこの条例の施行日を令和 6 年 1 月 1 日からとし、令和 5 年度分の国民健康保険税のうち令和 6 年 1 月以後の期間に係るもの及び令和 6 年度以後の年度分の国民健康保険税について適用すると定めています。